

個人番号カード・公的個人認証サービス 等の利活用推進の在り方に関する懇談会 SWG 資料

2015年10月27日
電子認証局会議

調達利用における属性の課題



(証明書に格納される組織情報について)

- 電子調達などで利用される証明書は、**基本四情報**（氏名、自宅住所（任意）、生年月日（任意）、性別（任意））と**組織属性**（会社名、本店住所、役職（任意））が格納される。
- 基本四情報については、電子署名法にて確認の方法が規定されている。
- 組織属性については、各認証局で独自で規定している。

(組織属性を付与する上での懸念点)

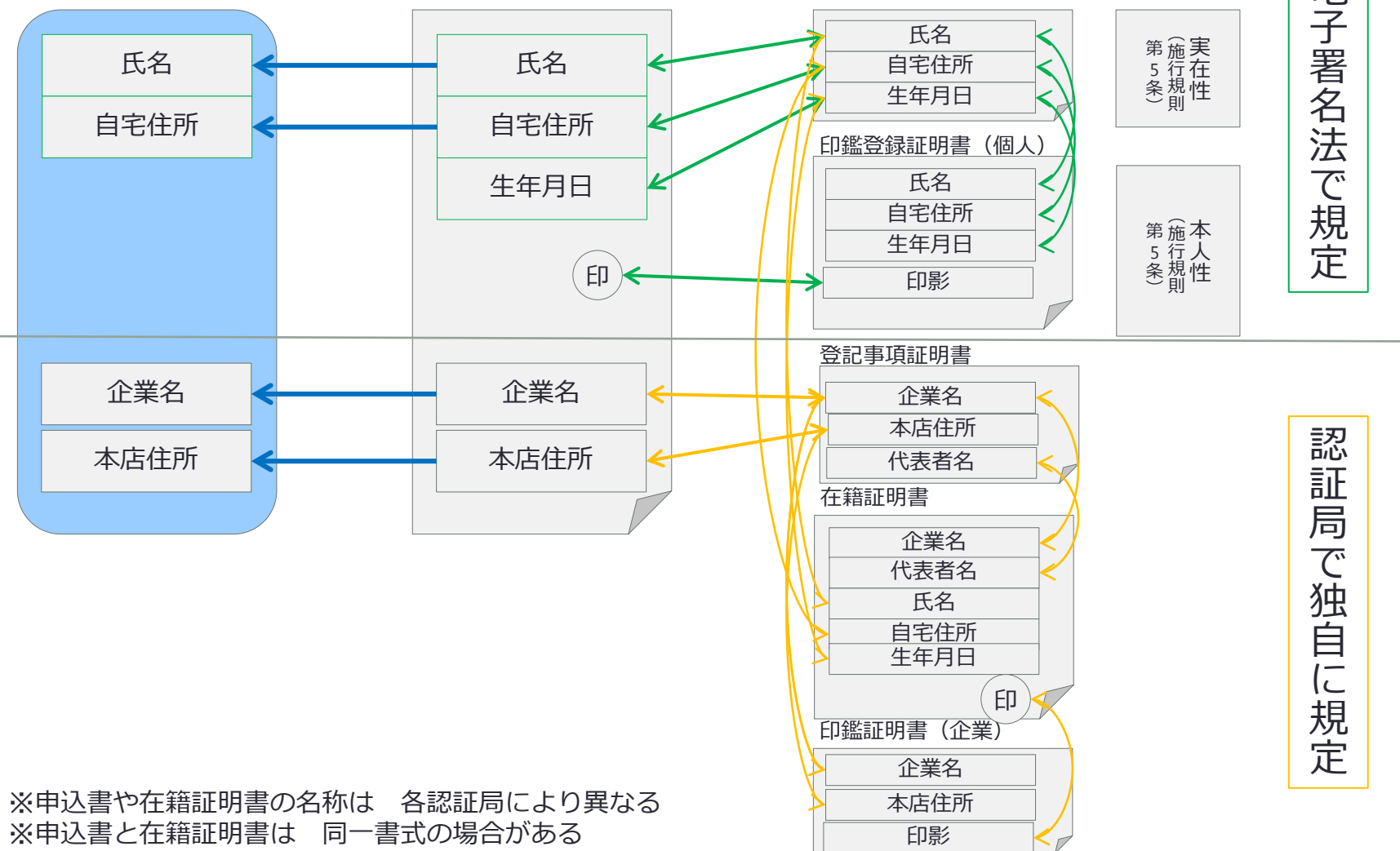
- 各認証局の独自規程の位置づけのため、利用者への審査書類の必要性に関する説明に時間を要する。
- 電子署名法の範疇ではないが、電子署名法で定められる調査時には調査対象となるため、矛盾が生じている。
- 組織属性の認証方法は基本四情報よりも多くの工程を踏むが、**規程により認定の対象外**であると明記することを求められている（施行規則第6条第8号）
- **委任や権限の定義が明確ではない。**

(参考) 組織属性の認証方法例

電子証明書

申込書

確認書類



※申込書や在籍証明書の名称は 各認証局により異なる
 ※申込書と在籍証明書は 同一書式の場合がある

認定認証事業者が発行する電子証明書の属性



1.組織属性	会社名、会社本店住所、役職 (個人事業主は省略される場合がある、役職は任意)
2.基本四情報	氏名、自宅住所、生年月日、性別 (氏名以外は任意)
3.行為権限	会社内の規程により、「入札に参加資格を持つ組織内の個人」が「会社代表者による電子証明書の発行許諾を得る」ことで「権限」を付与されているという解釈としている。 電子証明書に属性格納はしていない。
4.委任関係	現行GEPSの仕組みにより代理人・復代理人の設定が可能。 電子証明書内に属性格納はしていない。

留意点

- 上記1.2.3は、電子入札コアシステムの仕様に基づくものもある。
- 上記4は、GEPSの仕様に基づくものである。
- 上記以外の属性（現行GEPSが利用しない属性）を電子証明書に格納している認証局がある。